

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱

制定 令和 7年 3月24日市長決裁

改正 令和 8年 3月27日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本城公園における熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）の許可に関し、必要な事項を定めることにより、特別史跡熊本城跡の活用及び文化観光を推進し、熊本城の魅力の発信や来城者の増加を図ることを目的とする。

(許可基準)

第2条 開催を許可する催事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- (2) 参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること。
- (3) 熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること。
- (4) 熊本城の価値や魅力を向上させるものであること。
- (5) 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。
- (6) 開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと。
- (7) 熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと。

(遵守すべき事項)

第3条 許可に当たっては、次の各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市都市公園行為許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- (3) 別に定める「熊本城公園催事使用条件」を遵守すること。

(開催を許可する区域)

第4条 熊本城公園のうち、催事の開催を許可する区域は次の各号に掲げる場所であって、別図1から別図6までに示す範囲とする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 天守閣内
- (2) 天守閣前広場
- (3) 平左衛門丸
- (4) 特別見学通路
- (5) 二の丸芝生広場

(供用日及び供用時間)

第5条 使用に供する日及び時間は、別表に定める。ただし、市長がその使用を適当と認めた場合

は、供用日以外の日及び供用時間外においても使用できるものとする。

2 前項に規定する供用時間には、原則として、準備に要する時間を含むものとする。

(有料区域における制限)

第6条 第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、不特定多数の者が参加することのない催事であって、次の各号いずれかに該当するものに限り許可できるものとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するものについてはこの限りでない。

- (1) 企業、学術団体、経済団体等が実施するレセプション
- (2) 記念式典、会議、新製品発表会又は展示会
- (3) 参加者を限定した見学会等であって、本市における文化観光の振興に資すると認められるもの

(審査体制)

第7条 催事の審査に当たっては、「熊本城催事審査会議」(以下「審査会議」という。)を設置し、開催許可に関する審査及び付与する条件等に関する審議を行うものとする。審査会議の設置に必要な事項は、別に定める。

(事前相談)

第8条 催事を開催しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用する場所、日時、企画内容、目的、参加対象、参加人数、設置物、運営体制等が分かる資料を書面にて熊本城総合事務所総務管理課に提出し、事前相談を行うものとする。

2 前項に規定する事前相談は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の12か月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

(仮申請)

第9条 使用者は、前条の事前相談を行った上で、催事開催(変更)仮申請書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)及び収支計画書(様式は任意)を作成し、市長に提出するものとする。市長は、使用者に対して修正又は追加資料の提出を求めることができる。

2 前項の催事開催(変更)仮申請書、誓約書及び収支計画書の提出期限は、使用日の4か月前までとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定による仮申請を受け付けたときは、審査会議に付議する。

4 審査会議は、前項の規定により付議された議題について、「熊本城催事審査会議設置要綱」に基づき、当該仮申請の承認の可否を審議する。

5 市長は、審査会議で審議された結果に基づき、仮申請の承認の可否を書面にて使用者に通知する。市長は、承認に際して、第3条に定めるもののほか必要な条件を付することができる。

6 使用者は、前項の規定により承認を受けた仮申請の内容を変更しようとするときは、催事開催(変更)仮申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

7 使用者は、第5項の規定により承認を受けた仮申請を取り消そうとするときは、速やかに催事開催仮申請取消届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(本申請)

第10条 前条第5項の規定により承認を受けた使用者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期日までに市長に提出するものとする。市長は、使用者に対して修正又は追加資料の提出を求めることができる。

(1) 次に掲げる書類 原則として、使用日の2か月前まで

ア 催事開催(変更)申請書(様式第4号)

イ 事業計画書(設営物配置(平面・立面)、音響・照明配置、安全対策等の内容が分かるもの)

ウ き損防止計画書(設営時及び撤収時を含むき損等の事故防止のための計画書)

エ 開催責任者一覧(使用者の代表責任者、現場運営事業者、設営事業者、警備事業者等の各責任者名及び連絡先)

(2) 次に掲げる書類 原則として、使用日の2週間前まで

ア スタッフ配置、警備配置、案内サイン配置等の計画図

イ 運営マニュアル・スケジュール

ウ 搬入搬出時の車両動線、車両駐車位置図

エ 参加者及び関係者動線図

オ 消防署、保健所等に提出した各種届の写し

カ 緊急時の連絡体制図

2 使用者は、前項に規定する提出期限までに書類を提出できないときは、その理由及び提出できる期日について市長に報告し、提出期限の延長について承認を受けるものとする。

3 使用者は、第1項の規定により申請した内容を変更しようとするときは、催事開催(変更)申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

4 使用者は、第1項の規定により申請した内容を取り消そうとするときは、速やかに催事開催申請取消届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

5 使用者は、催事の開催後速やかに事業実施報告書(様式第6号)を提出するものとする。また、任意の様式で収支報告書を提出するものとする。

(公園内行為許可)

第11条 第9条第5項の規定により承認を受けた使用者は、市長に公園内行為許可申請書(熊本市都市公園条例第2条第2項に規定する申請書をいう。)を、使用日の2か月前までに提出するものとする。

2 市長は、前条第1項第1号に掲げる書類を精査し、内容が適当であると認めた場合は、熊本市都市公園条例第2条の規定による許可(以下「行為許可」という。)をする。この場合において、市長は当該行為許可に必要な条件を付することができる。

3 市長は、行為許可をしたときは、使用者に公園内行為許可書を交付するものとする。

(使用料)

第12条 使用者は、熊本市都市公園条例第10条の規定により使用料を支払わなければならない。

- 2 使用料の減免に関する基準は、別に定める。
- 3 使用料の徴収については、熊本市都市公園条例第19条の定めるところによる。
- 4 使用料の還付については、熊本市都市公園条例第20条及び熊本市都市公園既納使用料還付基準の定めるところによる。

(行為許可の取消等)

第13条 市長は、申請に基づく行為許可ののち、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは熊本城公園からの退去を命ずることができる。この場合において、許可の取消し等により許可を受けた者が損害を受けても、熊本市はその責めを負わない。

- (1) 第3条及び第9条第5項の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたと認められたとき。
- (3) 使用者が使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸したと認められたとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使用と認められたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、行為許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用者の賠償責任)

第14条 使用者は、土地又は建造物等をき損した場合、き損(滅失)届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 使用者は、自らの故意又は過失により、土地又は建造物等に修復が必要な損害を与えた場合、当該き損箇所の修復にかかる費用を賠償するものとする。
- 3 土地又は建造物等をき損した使用者は、当該修復にかかる期間に別の者が予定していた使用に対する損害に対し、その責を負わなければならない。
- 4 催事に係る事故により生じた損害の補償は、使用者が全て行うものとする。ただし、当該損害のうち、本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市がこれを負担するものとする。
- 5 使用者は、必要に応じて損害賠償保険、傷害保険等に加入するものとする。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに土地及び建造物等を原状に回復するものとする。第13条の規定により行為許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

(秘密の保持)

第16条 使用者は、熊本城公園の使用にあたり業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。使用が終了した後も同様とする。

(要綱の変更)

第17条 この要綱は、熊本城の復旧状況等の実情に即したものにするため、広く関係者の意見を聴き、必要に応じ見直しを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

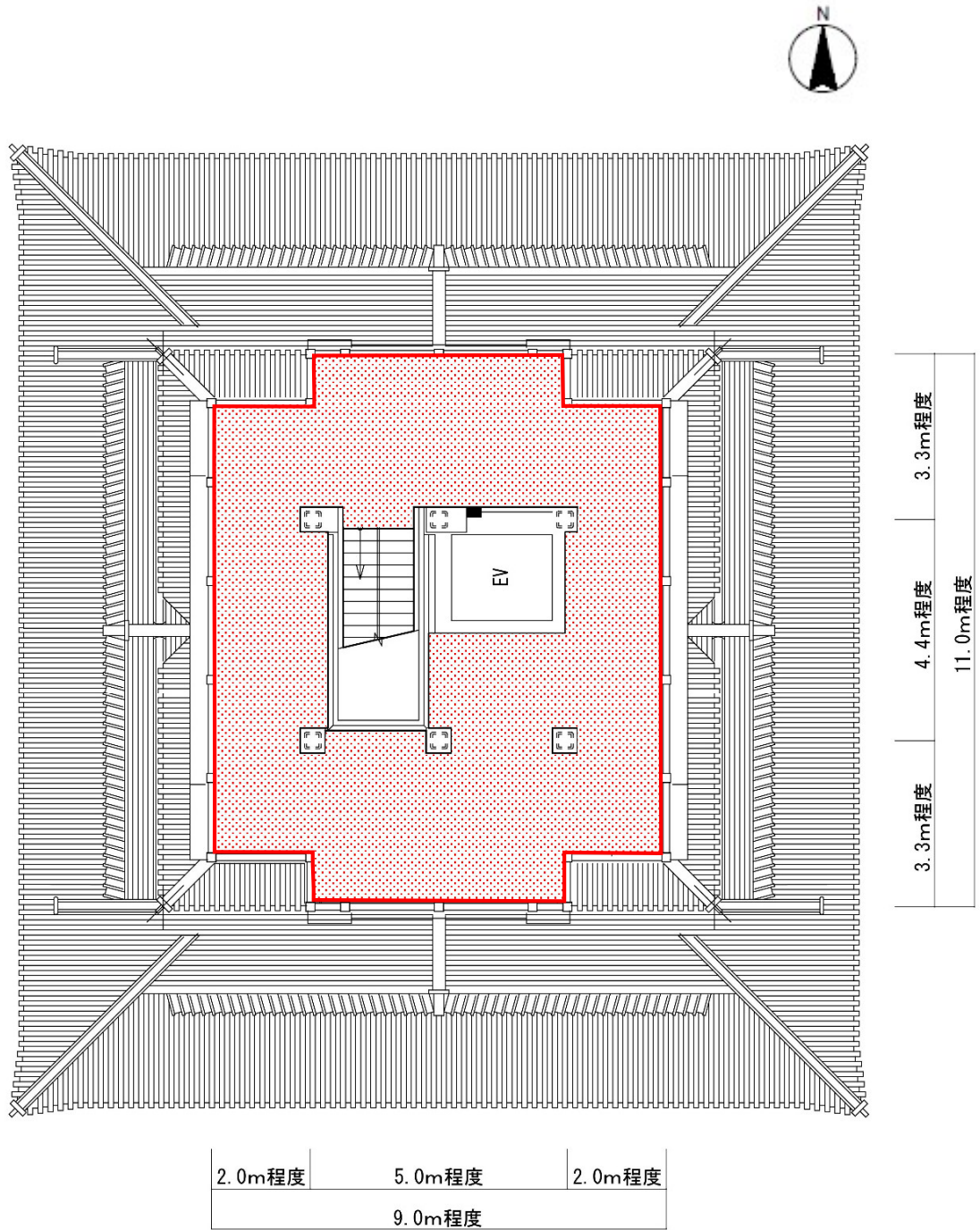
附 則

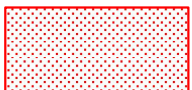
この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

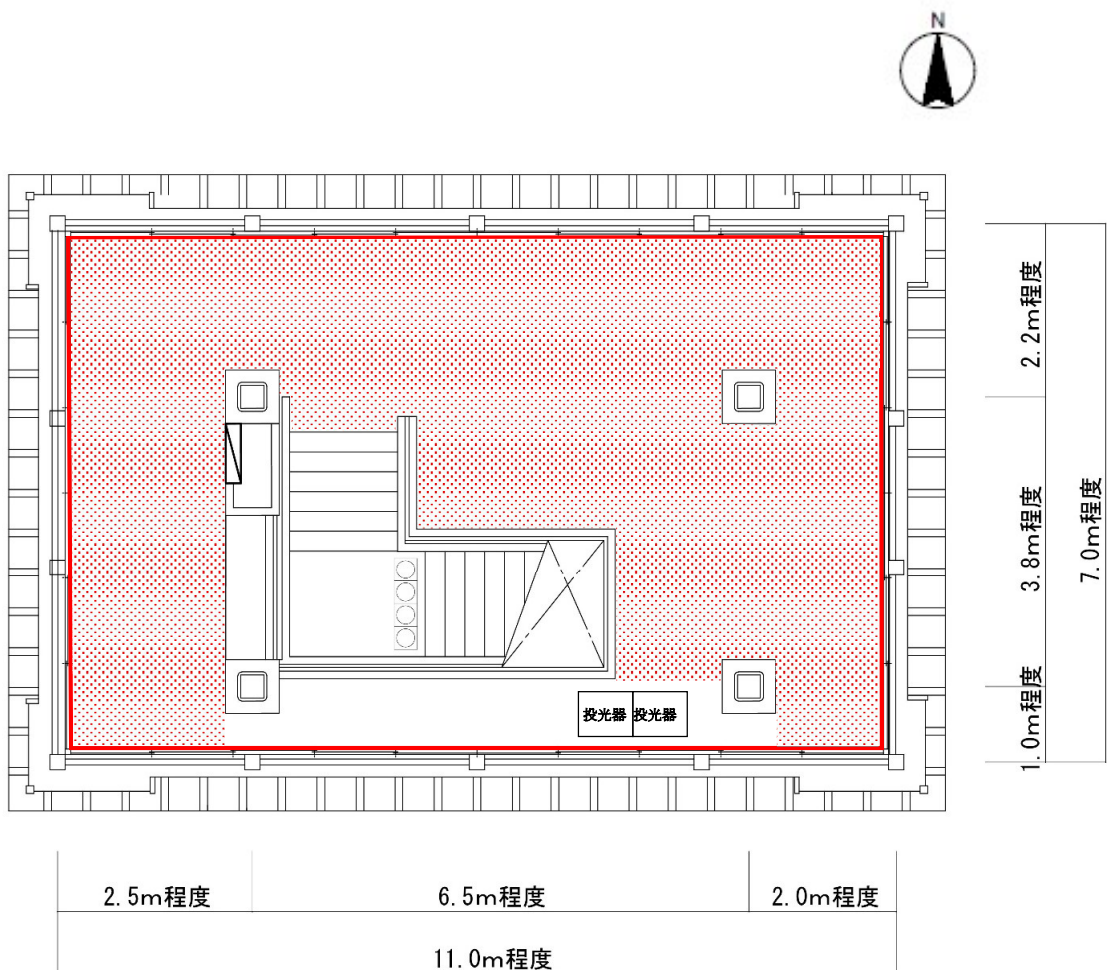
区域	供用日	供用時間	連続使用期間の限度
天守閣内	熊本市都市公園条例施行規則に定める熊本城公園の供用日のうち熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	6:00～8:30 及び	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業を除き、連続して使用できる期間は3日（準備・撤収が必要な場合にあつては5日）までとする
天守閣前広場		17:30～21:00	
平左衛門丸			
特別見学通路			
二の丸芝生広場	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	8:00～21:00	

別図 1
天守閣内 (大天守最上階)

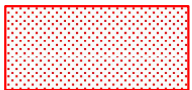


使用可能範囲 

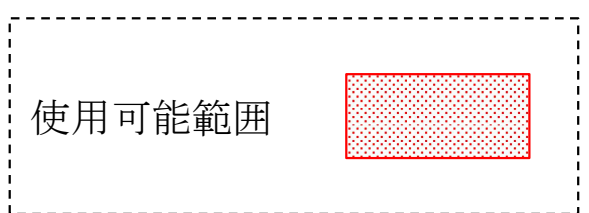
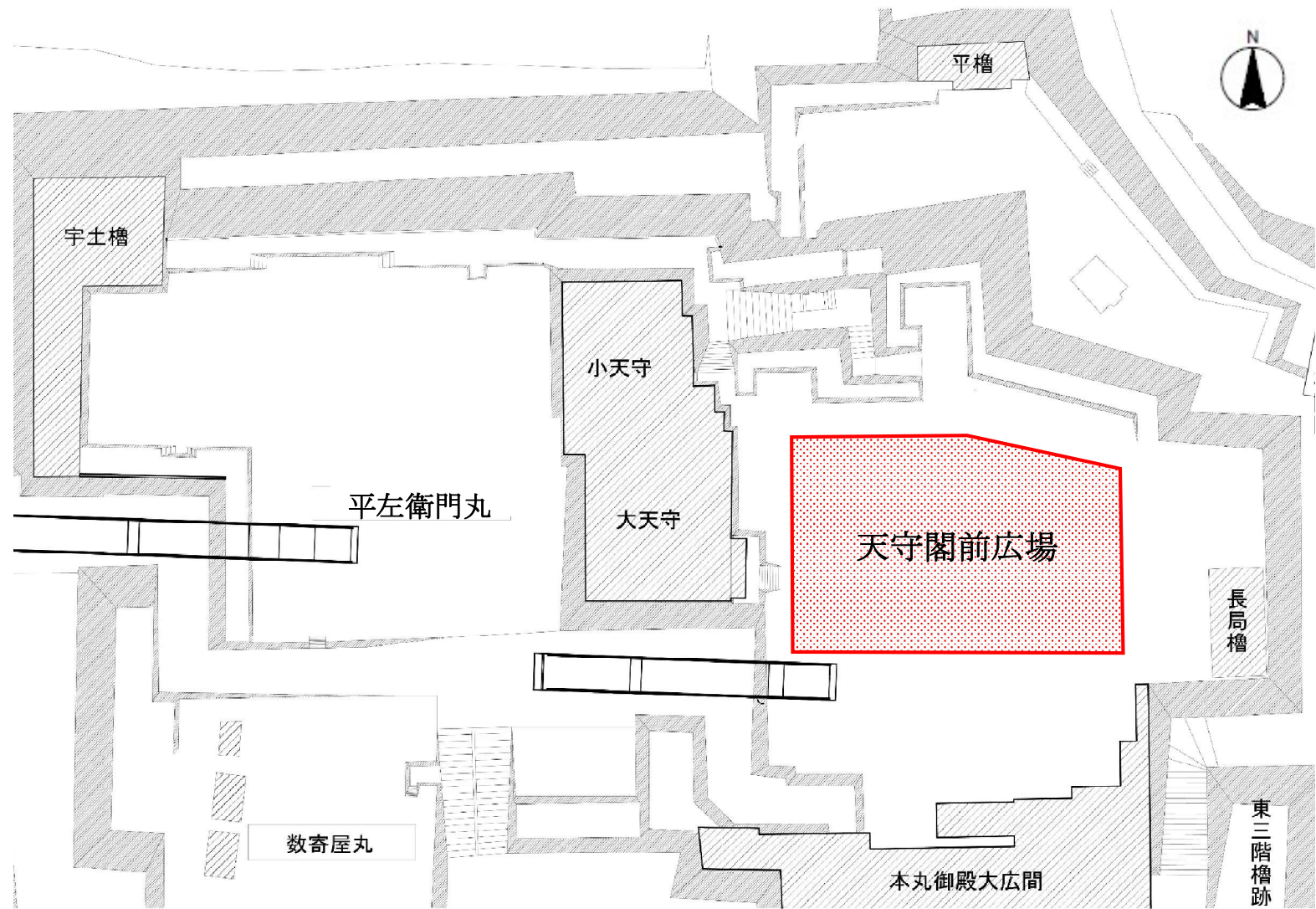
別図 2
天守閣内 (小天守最上階)



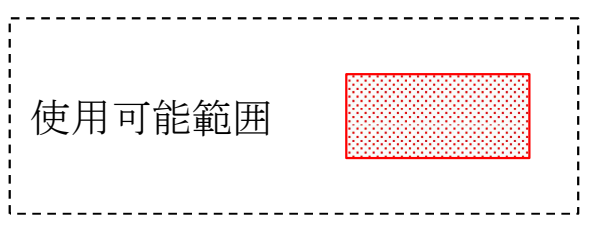
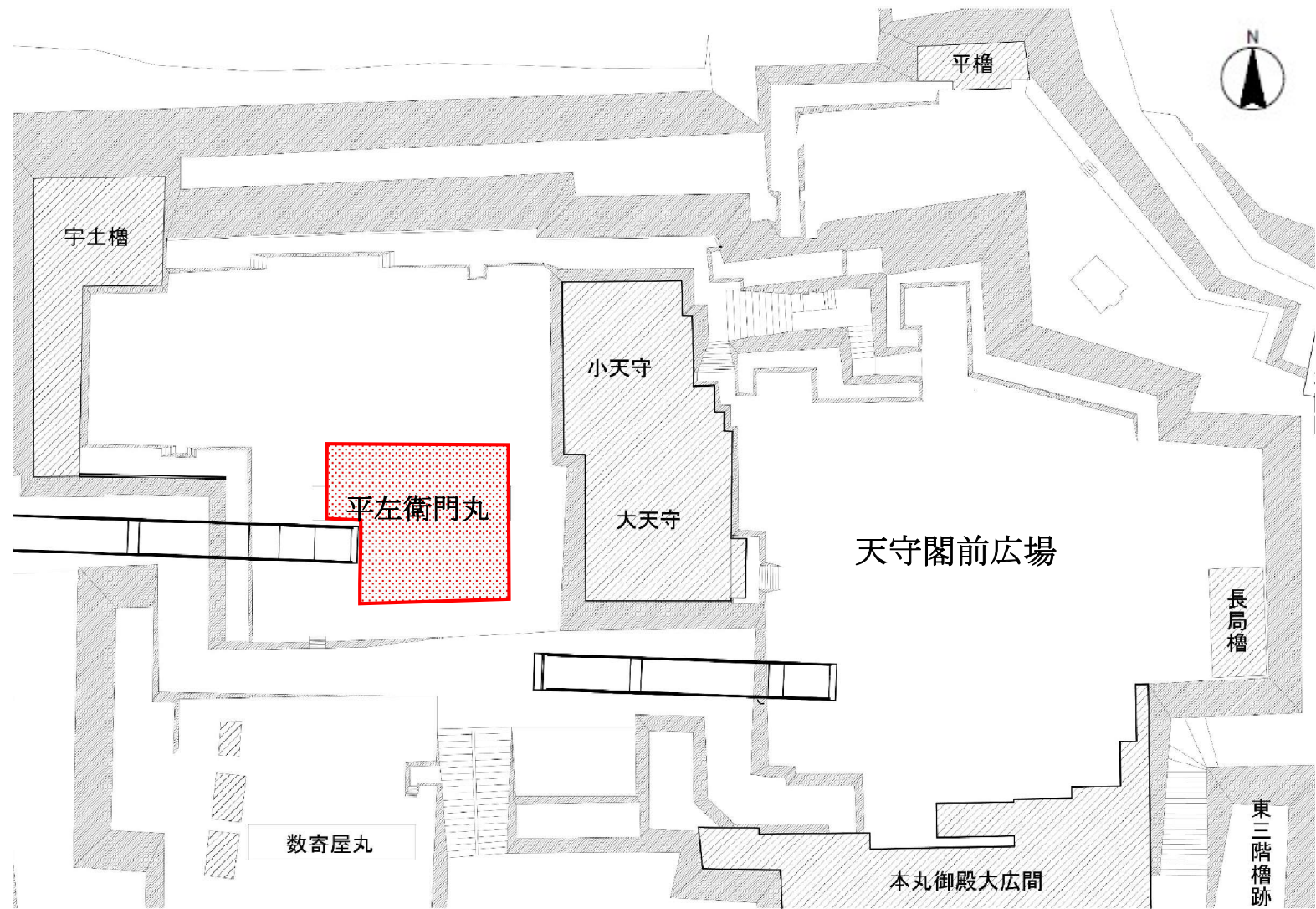
使用可能範囲



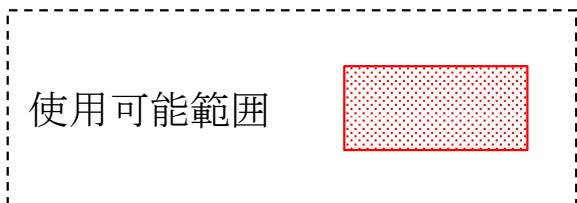
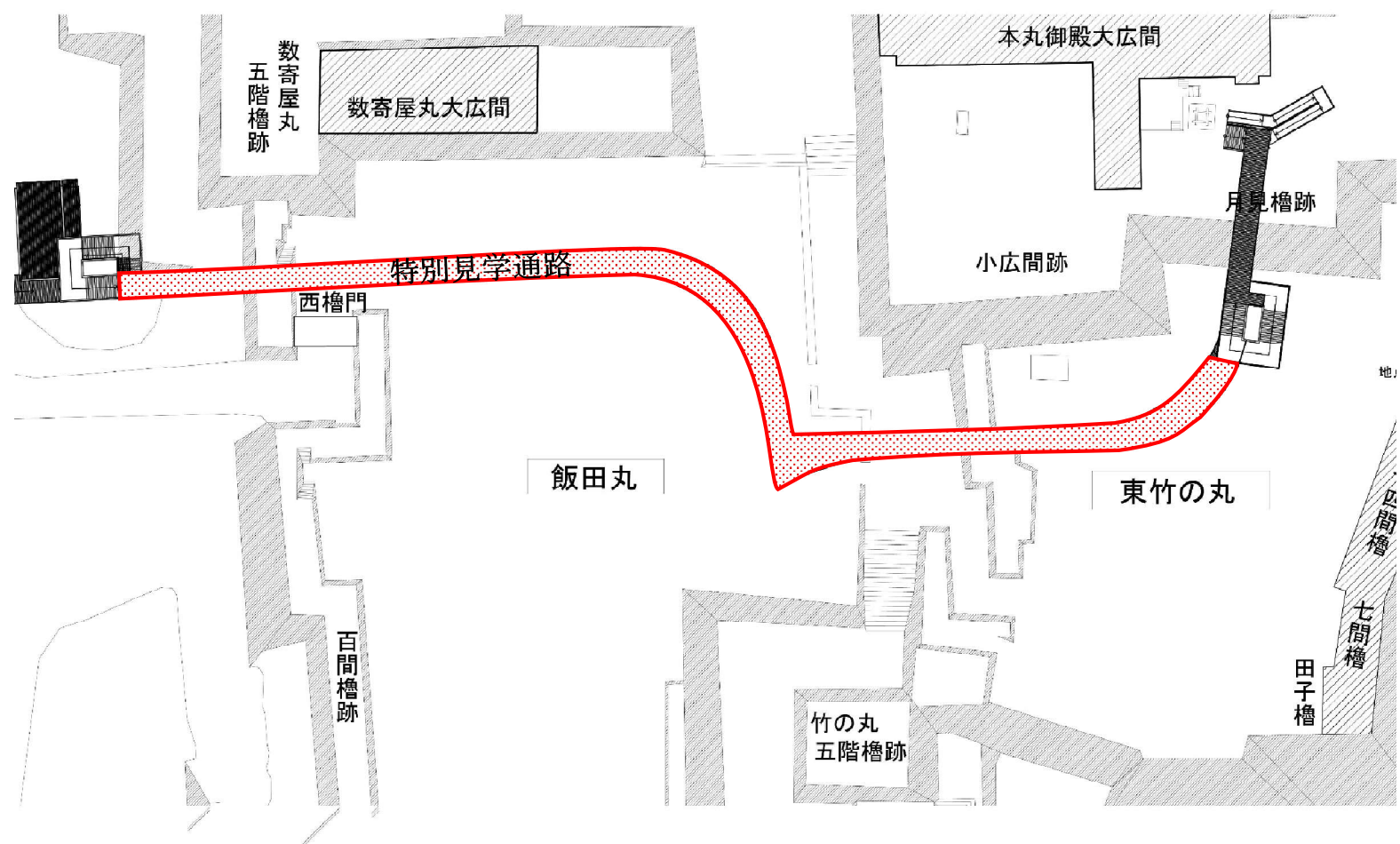
別図3
天守閣前広場



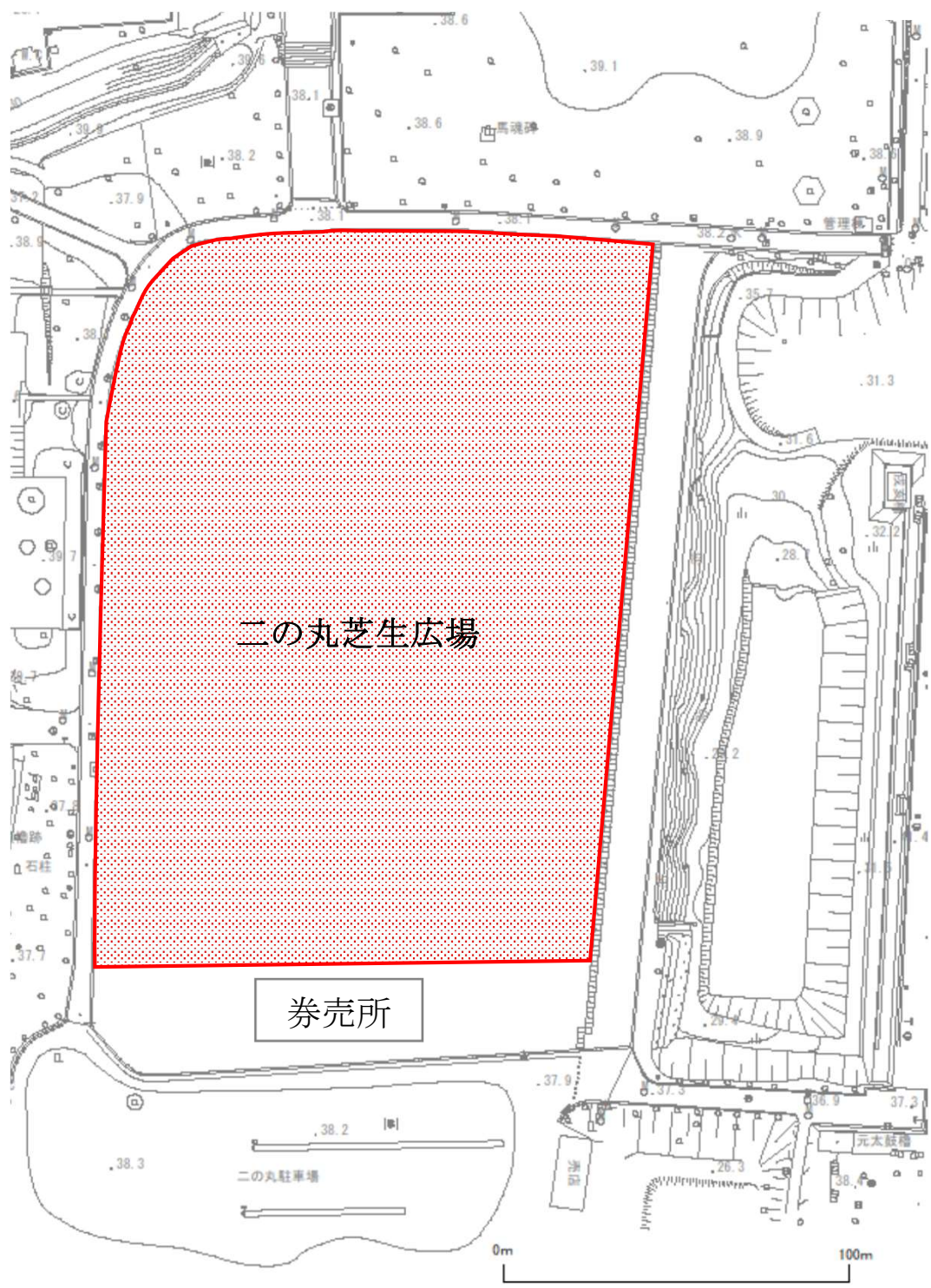
別図 4
平左衛門丸

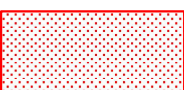


別図 5
特別見学通路



別図6
二の丸芝生広場
※広場内の木は除く



使用可能範囲 

※うち、面積の半分を使用の
上限とする

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催（変更）仮申請書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条第1項及び同条第6項の規定により、熊本城公園における催事の開催について仮申請（仮申請内容の変更）を行います。

		受付番号 第 号
申請内容		仮申請 ・ 仮申請内容の変更
使用者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
開催目的		
内容		
使用区域		<input type="checkbox"/> 天守閣内（ <input type="checkbox"/> 大天守 <input type="checkbox"/> 小天守） <input type="checkbox"/> 天守閣前広場 <input type="checkbox"/> 平左衛門丸 <input type="checkbox"/> 特別見学通路 <input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場
日時	準備日	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
参加者	対象者	
	人数	人
添付書類		<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 収支計画書 <input type="checkbox"/> その他（)

※太枠内は記入しないでください。

誓約書

熊本市長 様

使用者名
所在地又は住所

代表者役職・氏名

私は、熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条第1項の規定による仮申請及び同要綱第10条の規定による本申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、催事の開催許可を取り消されることとなっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守するとともに、参加者及び関係業者にも周知徹底を図ります。
- 2 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 3 市税及び法人税の滞納、その他法令違反はありません。
- 4 政治活動及び宗教活動を目的とした使用をしません。
- 5 災害発生時の避難誘導をはじめとする安全対策について、当方の責任において実施します。
- 6 使用許可の取消、使用中止、使用条件の変更等に伴う損害賠償金等は請求しません。
- 7 トラブルが発生した場合には、誠意をもって協議し解決します。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催仮申請取消届

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条第7項の規定により、熊本城公園における催事の開催についての仮申請を取消します。

		受付番号	第	号						
使用者	団体名									
	住所 (所在地)	(TEL.)								
	代表者									
	担当者									
催事名										
使用区域		<input type="checkbox"/> 天守閣内 (<input type="checkbox"/> 大天守 <input type="checkbox"/> 小天守) <input type="checkbox"/> 天守閣前広場 <input type="checkbox"/> 平左衛門丸 <input type="checkbox"/> 特別見学通路 <input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場								
日時	準備日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	開催日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	撤収日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
取消理由										

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催（変更）申請書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条第1項及び同条第3項の規定により、熊本城公園における催事の開催について申請（申請内容の変更）を行います。

		受付番号 第 号
申請内容		申請 ・ 申請内容の変更
使用者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
開催目的		
内容		
使用区域		<input type="checkbox"/> 天守閣内（ <input type="checkbox"/> 大天守 <input type="checkbox"/> 小天守） <input type="checkbox"/> 天守閣前広場 <input type="checkbox"/> 平左衛門丸 <input type="checkbox"/> 特別見学通路 <input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場
日時	準備日	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
参加者	対象者	
	人数	人
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> き損防止計画書 <input type="checkbox"/> 開催責任者一覧 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催申請取消届

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条第4項の規定により、熊本城公園における催事の開催についての申請を取消します。

		受付番号 第 号
使用者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
使用区域		<input type="checkbox"/> 天守閣内 (<input type="checkbox"/> 大天守 <input type="checkbox"/> 小天守) <input type="checkbox"/> 天守閣前広場 <input type="checkbox"/> 平左衛門丸 <input type="checkbox"/> 特別見学通路 <input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場
日時	準備日	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
取消理由		

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長 様

事業実施報告書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条第5項の規定により、熊本城公園における催事の開催について事業実施報告書を提出します。

		受付番号 第 号	
催事名			
使用者 (団体名)			
使用区域		<input type="checkbox"/> 天守閣内（ <input type="checkbox"/> 大天守 <input type="checkbox"/> 小天守） <input type="checkbox"/> 天守閣前広場 <input type="checkbox"/> 平左衛門丸 <input type="checkbox"/> 特別見学通路 <input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
参加者	対象者		
	人数	人	
実施内容			
添付書類		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> その他（)	

※その他、必要があれば別紙（様式自由）を添付してください。

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

熊本市長 様

き損（滅失）届

熊本城域内の土地又は建造物等をき損（滅失）したため、熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第14条第1項の規定により、き損（滅失）届を提出します。

		受付番号 第 号
使用者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
使用区域	<input type="checkbox"/> 天守閣内（ <input type="checkbox"/> 大天守 <input type="checkbox"/> 小天守） <input type="checkbox"/> 天守閣前広場 <input type="checkbox"/> 平左衛門丸 <input type="checkbox"/> 特別見学通路 <input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場	
き損（滅失）日時		
き損（滅失）対象		
き損（滅失）内容及び程度		
処理状況		
備考		